



平成21年10月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **オオゼキ**
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 石 原 坂 寿 美 江
(コード番号 7617・東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 コーポレート部長 柵 山 健 哉
(TEL 03-6407-2511)

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成21年10月8日開催の取締役会において、当社が当社親会社であるひまわり株式会社の完全子会社となるための手続きに際して必要となる当社の定款一部変更等についてご承認いただくための平成21年12月上旬開催予定の当社の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 臨時株主総会等に係る基準日等について

平成21年12月上旬開催予定の臨時株主総会および同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成21年10月23日(金)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成21年10月23日(金)
- (2) 公告日 平成21年10月9日(金)
- (3) 公告方法 電子公告:当社ホームページ(<http://www.ozeki-net.co.jp/>)に掲載いたします。

2 臨時株主総会等の付議議案について

当該完全子会社化に関する手続きを実施するため、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更を行うこと、および③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること、等の議案を付議する予定であります。臨時株主総会において、上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項1号により、種類株主総会の決議が必要となるため、臨時株主総会のほか、種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、臨時株主総会等の開催日および付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上